

金沢市監査公表第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 11 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 前 誠一
金沢市監査委員 源野 和清

1 財務事務監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和 5 年 12 月 15 日
(2) 措置を講じた局等 環境局ごみ減量推進課
(3) 監査結果の公表年月日 令和 5 年 3 月 13 日(令和 5 年監査公表第 3 号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
金沢市ごみ処理券について、一部の事務処理に不備が見受けられたので、適正を期す必要がある。	金沢市ごみ処理券の一部の事務処理において不備を解消し、適正を期すため、事務処理体制を見直しごみ処理券に係る取扱要領を改訂した。結果、自動処理により人的誤りを排除する運用を確立した。今後も適正な管理に努める。